

## 宇宙交通管理に関する関係府省等タスクフォースの運営要領

令和 4 年 3 月 28 日

内閣府特命担当大臣（宇宙政策）

宇宙交通管理に関する関係府省等タスクフォース（以下「会議」という。）の議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、「宇宙交通管理に関する関係府省等タスクフォースの開催について」（令和 4 年 3 月 28 日 内閣府特命担当大臣（宇宙政策）、内閣府特命担当大臣（科学技術政策）、総務大臣、外務大臣、文部科学大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、防衛大臣、環境大臣申合せ）に定めるもののほか、以下のとおりとする。

### 1. 会議及び議事要旨の公開について

#### （1）会議の公表

会議は原則として公開とする。ただし、座長が非公開とすることが適当であると認める案件については、非公開とすることができる。

#### （2）議事要旨

会議の終了後、会議の議事要旨を作成し、構成員に諮った上でこれを公表する。ただし、1.（1）に基づき非公開とした案件の議事要旨については、座長が非公表とすることが適当であると認める場合はこれを非公表とすることができる

### 2. 配付資料の公表について

会議で配布された資料は、原則として、会議終了後速やかに公表する。ただし、1.（1）に基づき非公開とした案件の資料については、座長が非公表とすることが適当であると認める場合はこれを非公表とすることができる。